

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考
<p>第4章 研究調査（部門 共通・規程1）</p>	<p>（部門研究調査に係る委員会） 第1条 部門の研究調査活動は，部門研究調査運営委員会が主体となって行う。 2．部門研究調査運営委員会の下に，各専門分野に応じて技術委員会を設置する。各技術委員会は，各専門分野の研究調査活動を有効かつ適切に行うための審議・調整ならびに研究会等を行う。 3．各技術委員会の下に，研究調査事項ごとに専門委員会を設置する。各専門委員会は，個々の専門的事項の研究調査を実施する。 4．技術委員会および専門委員会の設置数の上限は，別に定める「部門研究調査規程細目」による。</p> <p>（専門委員会の種目） 第2条 専門委員会を，その活動の性格により次のように区分する。 （1）第1種専門委員会 本学会内の発議による研究調査活動として計画し，部門の事業計画・予算として組み込むもの。 1）調査専門委員会：当該部門の基盤あるいは重点とする分野の特定の研究調査項目につき，活動の目的・範囲を明確にし，2～3年以内に完結するもの。研究調査を終了後は，原則として技術報告を提出して解散する。 2）研究専門委員会：原則として他学会と共同で公開の研究会を開催し，当該分野の技術の発達・普及を図るもの。設置期間については，少なくとも5年ごとにその継続の妥当性を審議する。この原則により難しい場合は，あらかじめ別に取り決めを定める。</p> <p>（2）第2種専門委員会 他学会との境界領域も含む範囲を対象とし，自由な活動形式をとるもの。設置期間は原則として2年以内とする。 1）協同研究委員会：委員からの参加負担金のみで運営されるもの。産学協同の研究調査，ワークショップ，シンポジウム，勉強会等。 2）特別専門委員会：本会外の団体あるいは企業等から研究調査委託金を受けて活動するもの。 2．専門委員会は所在地を制限しない。 3．第2種専門委員会の設置要請は，本学会会長名で受理する。特許などの成果の扱いについては，あらかじめ委託元と協議するものとする。</p> <p>（技術報告単行本の出版） 第3条 部門役員会の承認を得て，調査専門委員会は技術報告を単行本（技術報告単行本）として出版することができる。</p> <p>（会員の提案権限） 第4条 正員および事業維持員は，本学会役員を通じ，専門委員会の新設を提案することができる。</p> <p>（会合開催の会告） 第5条 技術委員会が研究会等公開の技術会合を開催する場合は，あらかじめ会誌にその内容，場所，日時等を会告として掲載する。</p> <p>（委員会の活動報告） 第6条 各委員会の活動はホームページ等に掲載して広報に務める。</p> <p>（専門委員会の経費） 第7条 第1種専門委員会の経費のうち，学会は会合費（会議室使用料およびお茶代）のみ負担する。 2．第2種専門委員会の経費は，原則として全額が受託金あるいは参加負担金で賄われるものとし，各委員会ごとに独立して扱う。</p>	<p>（部門研究調査に係る委員会） 第1条 部門の研究調査活動は，部門研究調査運営委員会が主体となって行う。 2．部門研究調査運営委員会の下に，各専門分野に応じて技術委員会を設置する。各技術委員会は，各専門分野の研究調査活動を有効かつ適切に行うための審議・調整ならびに研究会等を行う。 3．各技術委員会の下に，研究調査事項ごとに専門委員会を設置する。各専門委員会は，個々の専門的事項の研究調査を実施する。 4．技術委員会および専門委員会の設置数の上限は，別に定める「部門研究調査規程細目」による。</p> <p>（専門委員会の種目） 第2条 専門委員会を，その活動の性格により次のように区分する。 （1）第1種専門委員会 本学会内の発議による研究調査活動として計画し，部門の事業計画・予算として組み込むもの。 1）調査専門委員会：当該部門の基盤あるいは重点とする分野の特定の研究調査項目につき，活動の目的・範囲を明確にし，2～3年以内に完結するもの。研究調査を終了後は，原則として技術報告を提出して解散する。 2）研究専門委員会：原則として他学会と共同で公開の研究会を開催し，当該分野の技術の発達・普及を図るもの。設置期間については，少なくとも5年ごとにその継続の妥当性を審議する。この原則により難しい場合は，あらかじめ別に取り決めを定める。</p> <p>（2）第2種専門委員会 他学会との境界領域も含む範囲を対象とし，自由な活動形式をとるもの。設置期間は原則として2年以内とする。 1）協同研究委員会：委員からの参加負担金のみで運営されるもの。産学協同の研究調査，ワークショップ，シンポジウム，勉強会等。 2）特別専門委員会：本会外の団体あるいは企業等から研究調査委託金を受けて活動するもの。 2．専門委員会は所在地を制限しない。 3．第2種専門委員会の設置要請は，本学会会長名で受理する。特許などの成果の扱いについては，あらかじめ委託元と協議するものとする。</p> <p>（技術報告単行本の出版） 第3条 部門役員会の承認を得て，調査専門委員会は技術報告を単行本（技術報告単行本）として出版することができる。</p> <p>（会員の提案権限） 第4条 正員および事業維持員は，本学会役員を通じ，専門委員会の新設を提案することができる。</p> <p>（会合開催の会告） 第5条 技術委員会が研究会等公開の技術会合を開催する場合は，あらかじめ会誌にその内容，場所，日時等を会告として掲載する。</p> <p>（委員会の活動報告） 第6条 各委員会の活動は会誌に掲載する。</p> <p>（専門委員会の経費） 第7条 第1種専門委員会の年経費は，原則として委員長に前渡しする。収支に不足を生じて，あらかじめ承認を得た場合以外は補足されない。 2．第2種専門委員会の経費は，原則として全額が受託金あるいは参加負担金で賄われるものとし，各委員会ごとに独立して扱う。 3．委員長は，毎年年度終了後（年度途中において委員会が解散した場合は，解散後）部門会計担当にたいして収支決算報告を行う。</p>	<p>研究調査活動の活性化のため，テーマ，期限を区切って活動していただきたい。</p> <p>予算が関係するため，会長名で受理する。現状の運用で問題なし。</p> <p>第6条は各部門の判断で実施する。</p> <p>第7条の見直しは，平成10年4月からの関係業務部門への移管による。</p> <p>3項は削除した。</p>

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考
<p>部門研究調査規程細目 （部門共通・規程1-2）</p>	<p style="text-align: center;">部門研究調査規程細目</p> <p>（第1種専門委員会の設置提案） 第1条 技術委員会において第1種専門委員会の設置を提案しようとするときは、目的・内外のすう勢・調査検討事項・予定される効果・調査期間・委員構成・活動予定等を記載した設置趣意書（様式1）を部門研究調査運営委員会（以下、部門運営委員会という）に提出するものとする。 2. 第1種専門委員会の統合等の変更を提案しようとする場合も前項に準ずる。</p> <p>（第2種専門委員会の設置提案） 第2条 技術委員会において、第2種専門委員会の設置を提案しようとするときは、下記事項を記載した設置趣意書（様式1に準ずるが、活動費収支予算書を記載のこと）および委員の参加申し込み書を部門運営委員会に提出するものとする。 （1）活動計画（運営規約を含む） （2）活動費収支予算書 （3）委員会名および委員長・幹事・委員名ならびにその所属機関名 2. 第2種専門委員会において、承認された活動計画、委員会名、委員構成に変更が生じた場合には、その都度、設置趣意変更承認申請書を当該技術委員会委員長を経由して部門運営委員会に提出して、承認を得るものとする。 3. 第2種専門委員会の設置期間の延長については、部門運営委員会の承認を得て、1年以内に限り延長できるものとする。 4. 第2種専門委員会が企業等から研究調査委託金を受けて活動する場合（特別専門委員会）は、1項に基づく承認の後、さらに理事会の承認を得るものとする。公共機関からの委託以外は、委託企業を会告により公募するものとし、委託企業等の確定後、2項に定める委員等の変更承認申請手続きをとるものとする。</p> <p>（会員による専門委員会の設置提案） 第3条 「部門規程」第4章第4条により、正員または事業維持員が専門委員会の設置を提案しようとするときは、部門調査担当に申し出て該当する技術委員会の指定を得た後、本細目第1条または第2条に規定する設置趣意書等の必要書類を、該当技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。 2. 部門調査担当が該当する技術委員会を指定するにあたっては、関連する技術委員会委員長と事前に十分な協議を行わなければならない。</p> <p>（第1種専門委員会の解散） 第4条 所定の調査検討を完了した第1種専門委員会を解散するときは、解散の趣旨・活動報告・今後の問題点・成果報告の形態とその提出時期等を記載した解散報告書（様式2）を、技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。 2. 所定の調査期間を残して解散する場合は、前項の各事項を記載した解散趣意書（様式3）を、技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。</p> <p>（第2種専門委員会の解散） 第5条 所定の活動を完了した第2種専門委員会を解散するときは、解散の趣旨・活動の概要を記載した解散報告書（様式2に準ずるが、当該第2種専門委員会の性格により成果報告を求めないこともある）および活動費の収支決算書を、技術委員会委員長を経て部門運営委員会に提出し、承認を得るものとする。収支決算書には会計証票を添付しなければならない。</p> <p>（整理委員会） 第6条 調査専門委員会を解散した後も調査結果のとりまとめに日時を要するときは、6ヶ月以内に限り、委員中の若干名をもって構成する整理委員会を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">部門研究調査規程細目</p> <p>（第1種専門委員会の設置提案） 第1条 技術委員会において第1種専門委員会の設置を提案しようとするときは、目的・内外のすう勢・調査検討事項・予定される効果・調査期間・委員構成・活動予定等を記載した設置趣意書（様式1）を部門研究調査運営委員会（以下、部門運営委員会という）に提出するものとする。 2. 第1種専門委員会の統合等の変更を提案しようとする場合も前項に準ずる。</p> <p>（第2種専門委員会の設置提案） 第2条 技術委員会において、第2種専門委員会の設置を提案しようとするときは、下記事項を記載した設置趣意書（様式1に準ずるが、活動費収支予算書を記載のこと）および委員の参加申し込み書を部門運営委員会に提出するものとする。 （1）活動計画（運営規約を含む） （2）活動費収支予算書 （3）委員会名および委員長・幹事・委員名ならびにその所属機関名 2. 第2種専門委員会において、承認された活動計画、委員会名、委員構成に変更が生じた場合には、その都度、設置趣意変更承認申請書を当該技術委員会委員長を経由して部門運営委員会に提出して、承認を得るものとする。 3. 第2種専門委員会の設置期間の延長については、部門運営委員会の承認を得て、1年以内に限り延長できるものとする。 4. 第2種専門委員会が企業等から研究調査委託金を受けて活動する場合（特別専門委員会）は、1項に基づく承認の後、さらに理事会の承認を得るものとする。公共機関からの委託以外は、委託企業を会告により公募するものとし、委託企業等の確定後、2項に定める委員等の変更承認申請手続きをとるものとする。</p> <p>（会員による専門委員会の設置提案） 第3条 「部門規程」第4章第4条により、正員または事業維持員が専門委員会の設置を提案しようとするときは、部門調査担当に申し出て該当する技術委員会の指定を得た後、本細目第1条または第2条に規定する設置趣意書等の必要書類を、該当技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。 2. 部門調査担当が該当する技術委員会を指定するにあたっては、関連する技術委員会委員長と事前に十分な協議を行わなければならない。</p> <p>（第1種専門委員会の解散） 第4条 所定の調査検討を完了した第1種専門委員会を解散するときは、解散の趣旨・活動報告・今後の問題点・成果報告の形態とその提出時期等を記載した解散報告書（様式2）を、技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。 2. 所定の調査期間を残して解散する場合は、前項の各事項を記載した解散趣意書（様式3）を、技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。</p> <p>（第2種専門委員会の解散） 第5条 所定の活動を完了した第2種専門委員会を解散するときは、解散の趣旨・活動の概要を記載した解散報告書（様式2に準ずるが、当該第2種専門委員会の性格により成果報告を求めないこともある）および活動費の収支決算書を、技術委員会委員長を経て部門運営委員会に提出し、承認を得るものとする。収支決算書には会計証票を添付しなければならない。</p> <p>（整理委員会） 第6条 調査専門委員会を解散した後も調査結果のとりまとめに日時を要するときは、6ヶ月以内に限り、委員中の若干名をもって構成する整理委員会を置くことができる。</p>	

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考
<p>部門研究調査規程細目 （部門共通・規程1-2）</p>	<p>（委員会設置数の上限） 第7条 「部門規程」第4章第1条4項にいう委員会設置数の上限は、技術委員会と第1種専門委員会を対象とし、調査会議の議を経て部門役員会で決定するものとする。 2. 委員会設置数の上限は、本細目の付帯事項に記載する。</p> <p>（調査専門委員会の成果報告） 第8条 調査専門委員会は、所定の研究調査項目について研究調査を完了したときは、原則として、技術報告を作成しなければならない。ただし、単行本として出版する場合、または技術報告とは異なる形態で成果を報告する場合には、部門運営委員会の承認を得なければならない。 2. 調査専門委員会の設置数は、技術報告の原稿を本学会事務局に提出した時点をもって更新するものとする。他の形態で成果をまとめる場合は、部門運営委員会でその都度更新時点を定めるものとする。</p> <p>（特別専門委員会の成果報告） 第9条 特別専門委員会は、所定の活動を完了後、本細目の付帯事項に記載する期間内に研究調査成果報告書を作成しなければならない。 2. 前項の研究調査成果報告書は、特別専門委員会ならびに委託企業等に各1部を無償で配布し、本学会に1部保管するものとする。委託企業等が前記配布以上を希望する場合は実費で頒布するものとする。 3. 前項以外への配布は、当該委員会で協議・決定するものとする。協議により、その要旨を部門編修委員会の承認を経て、有償で部門誌に掲載することができる。</p> <p>（特別専門委員会での発明考案） 第10条 特別専門委員会での研究調査における発明考案等の取扱いについては、当該委員会の発足時に委員会において協議し、付1を参考として作成した覚書を交換しておくものとする。その運用にあたっては、発明等の明細を記載した覚書を、所属する技術委員会委員長に提出し、その承認を得るものとする。 2. 技術委員長は部門運営委員会委員長に諮り、その発明等の行為が当該委員会の研究調査業務に属すると認めるときは、発明者の特許等を受ける権利・特許権等およびその他の事項について、覚書に従って処理するものとする。</p> <p>[付帯事項] 1. 本細目第7条2項に規定した委員会設置数の暫定的な上限値は、全部門にわたって技術委員会と第1種専門委員会を合算して200とする。 2. 本細目第9条1項に規定した研究調査成果報告書の提出期限は、暫定的に3ヶ月とする。</p> <p>（付則） 1. 本規程細目は平成3年4月25日、理事会において承認制定。 2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。 3. 本規程細目は平成11年11月26日、調査会議において一部改正。 4. 本規程細目は平成14年2月6日、調査会議において一部改正。</p>	<p>（委員会設置数の上限） 第7条 「部門規程」第4章第1条4項にいう委員会設置数の上限は、技術委員会と第1種専門委員会を対象とし、調査会議の議を経て部門委員会で決定するものとする。 2. 委員会設置数の上限は、本細目の付帯事項に記載する。</p> <p>（調査専門委員会の成果報告） 第8条 調査専門委員会は、所定の研究調査項目について研究調査を完了したときは、原則として、技術報告を作成しなければならない。ただし、単行本として出版する場合、または技術報告とは異なる形態で成果を報告する場合には、部門運営委員会の承認を得なければならない。 2. 調査専門委員会の設置数は、技術報告の原稿を本学会事務局に提出した時点をもって更新するものとする。他の形態で成果をまとめる場合は、部門運営委員会でその都度更新時点を定めるものとする。</p> <p>（特別専門委員会の成果報告） 第9条 特別専門委員会は、所定の活動を完了後、本細目の付帯事項に記載する期間内に研究調査結果報告書を作成しなければならない。 2. 前項の研究調査成果報告書は、特別専門委員会ならびに委託企業等に各1名を無償で配布し、本学会に1部保管するものとする。委託企業等が前記配布以上を希望する場合は実費で頒布するものとする。 3. 前項以外への配布は、当該委員会で協議・決定するものとする。協議により、その要旨を部門編修委員会の承認を経て、有償で部門誌に掲載することができる。</p> <p>（特別専門委員会での発明考案） 第10条 特別専門委員会での研究調査における発明考案等の取扱いについては、当該委員会の発足時に委員会において協議し、付1を参考として作成した覚書を交換しておくものとする。その運用にあたっては、発明等の明細を記載した覚書を、所属する技術委員会委員長に提出し、その承認を得るものとする。 2. 技術委員長は部門運営委員会委員長に諮り、その発明等の行為が当該委員会の研究調査業務に属すると認めるときは、発明者の特許等を受ける権利・特許権等およびその他の事項について、覚書に従って処理するものとする。</p> <p>（決算報告） 第11条 「部門規程」第4章第7条3項による決算報告には、委員長の証印を要し、支出には受領書を添付しなければならない。</p> <p>[付帯事項] 1. 本細目第7条2項に規程した委員会設置数の暫定的な上限値は、全部門にわたって技術委員会と第1種専門委員会を合算して200とする。 2. 本細目第9条1項に規程した研究調査成果報告書の提出期限は、暫定的に3ヶ月とする。</p> <p>（付則） 1. 本規程細目は平成3年4月25日、理事会において承認制定。 2. 本規程細目は平成3年5月24日より施行する。 3. 本規程細目は平成11年11月26日、調査会議において一部改正。</p>	<p>第11条は削除した。</p>

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考																																																								
<p>技術委員会・ 専門委員会 運営要綱（部門 共通・運要5）</p>	<p style="text-align: center;">技術委員会・専門委員会 運営要綱</p> <p>（役 割）</p> <p>第1条 本委員会は、部門における研究調査活動の具体的遂行にあたる。 （技術委員会の審議事項）</p> <p>第2条 技術委員会の審議事項は次の各項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門委員会の新設・廃止・統合および活動内容の変更等に関する審議（部門研究調査運営委員会で承認） 2 専門委員会委員の選定 3 専門委員会相互間の連絡・調整 4 研究会及び技術見学会等技術会合の計画および実施 5 電気規格調査会との連絡ならびに同調査会からの要求に対する協力（部門研究調査運営委員会に提案） 6 本学会内の他の機関からの要求に対する協力ならびにそれらの機関との協同活動 7 他の学会またはその委員会等との協同活動（部門研究調査運営委員会に提案） 8 その他、当該技術分野の発展、専門委員会の活動等に資する事項 <p>（専門委員会の役割）</p> <p>第3条 技術委員会の下部組織である専門委員会は、それぞれの設置趣意に沿った活動を効果的かつ円滑に遂行する。</p> <p>（構 成）</p> <p>第4条 各委員会の構成は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術委員会 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>委員 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副委員 長</td><td>必要に応じ1名</td></tr> <tr><td>第1号委員</td><td>15名以内（委員長，副委員長含む）</td></tr> <tr><td>第2号委員</td><td>当該技術委員会内の専門委員会委員長</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>1～2名（議決には不参加）</td></tr> <tr><td>幹事補佐</td><td>必要に応じ1～2名（議決には不参加）</td></tr> </table> 2 第1種専門委員会 <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査専門委員会 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>委員 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>幹事補佐</td><td>必要に応じ1名</td></tr> </table> 2) 研究専門委員会 <p>協同で設置しようとする相手学協会と協議し、構成する。本会独自で設置しようとする場合は、調査専門委員会に準ずる。</p> 3 第2種専門委員会（協同研究委員会および特別専門委員会） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>委員 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>幹事補佐</td><td>必要に応じ1名</td></tr> </table> <p>（委員の選定）</p> <p>第5条 各委員会の構成員の選定は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術委員会第1号委員は、部門研究調査運営委員会が正員の中から選定し、会長名で委嘱する。委員長・副委員長は、部門研究調査運営委員会が第1号委員または技術委員会構成員経験者の中から選定し、会長名で委嘱する。 	委員 長	1名	副委員 長	必要に応じ1名	第1号委員	15名以内（委員長，副委員長含む）	第2号委員	当該技術委員会内の専門委員会委員長	幹 事	1～2名（議決には不参加）	幹事補佐	必要に応じ1～2名（議決には不参加）	委員 長	1名	委 員	若干名	幹 事	1～2名	幹事補佐	必要に応じ1名	委員 長	1名	委 員	若干名	幹 事	1～2名	幹事補佐	必要に応じ1名	<p style="text-align: center;">技術委員会・専門委員会 運営要綱</p> <p>（役 割）</p> <p>第1条 本委員会は、部門における研究調査活動の具体的遂行にあたる。 （技術委員会の審議事項）</p> <p>第2条 技術委員会の審議事項は次の各項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門委員会の新設・廃止・統合および活動内容の変更等に関する審議（部門研究調査運営委員会で承認） 2 専門委員会委員の選定 3 専門委員会相互間の連絡・調整 4 研究会等技術会合の計画および実施 5 電気規格調査会との連絡ならびに同調査会からの要求に対する協力（部門研究調査運営委員会に提案） 6 本学会内の他の機関からの要求に対する協力ならびにそれらの機関との協同活動 7 他の学会またはその委員会等との協同活動（部門研究調査運営委員会に提案） 8 その他、当該技術分野の発展、専門委員会の活動等に資する事項 <p>（専門委員会の役割）</p> <p>第3条 技術委員会の下部組織である専門委員会は、それぞれの設置趣意に沿った活動を効果的かつ円滑に遂行する。</p> <p>（構 成）</p> <p>第4条 各委員会の構成は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術委員会 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>委員 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副委員 長</td><td>必要に応じ1名</td></tr> <tr><td>第1号委員</td><td>15名以内</td></tr> <tr><td>第2号委員</td><td>当該技術委員会内の専門委員会委員長</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>1～2名（議決には不参加）</td></tr> <tr><td>幹事補佐</td><td>必要に応じ1～2名（議決には不参加）</td></tr> </table> 2 第1種専門委員会 <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査専門委員会 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>委員 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>幹事補佐</td><td>必要に応じ1名</td></tr> </table> 2) 研究専門委員会 <p>協同で設置しようとする相手学協会と協議し、構成する。本会独自で設置しようとする場合は、調査専門委員会に準ずる。</p> 3 第2種専門委員会（協同研究委員会および特別専門委員会） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>委員 長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>委 員</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>幹 事</td><td>1～2名</td></tr> <tr><td>幹事補佐</td><td>必要に応じ1名</td></tr> </table> <p>（委員の選定）</p> <p>第5条 各委員会の構成員の選定は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 技術委員会第1号委員は、部門研究調査運営委員会が部門の正員の中から選定し、会長名で委嘱する。委員長・副委員長は、部門研究調査運営委員会が第1号委員または技術委員会構成員経験者の中から選定し、会長名で委嘱する。 	委員 長	1名	副委員 長	必要に応じ1名	第1号委員	15名以内	第2号委員	当該技術委員会内の専門委員会委員長	幹 事	1～2名（議決には不参加）	幹事補佐	必要に応じ1～2名（議決には不参加）	委員 長	1名	委 員	若干名	幹 事	1～2名	幹事補佐	必要に応じ1名	委員 長	1名	委 員	若干名	幹 事	1～2名	幹事補佐	必要に応じ1名	<p>「及び技術見学会」を追記した。</p> <p>委員長，副委員長も第1号委員であることを明記した。</p> <p>複数部門にまたがって活動する場合もあるため、「部門の」を削除した。</p>
委員 長	1名																																																										
副委員 長	必要に応じ1名																																																										
第1号委員	15名以内（委員長，副委員長含む）																																																										
第2号委員	当該技術委員会内の専門委員会委員長																																																										
幹 事	1～2名（議決には不参加）																																																										
幹事補佐	必要に応じ1～2名（議決には不参加）																																																										
委員 長	1名																																																										
委 員	若干名																																																										
幹 事	1～2名																																																										
幹事補佐	必要に応じ1名																																																										
委員 長	1名																																																										
委 員	若干名																																																										
幹 事	1～2名																																																										
幹事補佐	必要に応じ1名																																																										
委員 長	1名																																																										
副委員 長	必要に応じ1名																																																										
第1号委員	15名以内																																																										
第2号委員	当該技術委員会内の専門委員会委員長																																																										
幹 事	1～2名（議決には不参加）																																																										
幹事補佐	必要に応じ1～2名（議決には不参加）																																																										
委員 長	1名																																																										
委 員	若干名																																																										
幹 事	1～2名																																																										
幹事補佐	必要に応じ1名																																																										
委員 長	1名																																																										
委 員	若干名																																																										
幹 事	1～2名																																																										
幹事補佐	必要に応じ1名																																																										

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考
<p>技術委員会・ 専門委員会 運営要綱（部門 共通・運要5）</p>	<p>2 専門委員会の委員長・委員は、当該技術委員会が選定し、会長名で委嘱する。ただし、委員長は正員とする。</p> <p>3 調査専門委員会の委員は、細目に定める一定の率以上を正員とする。第2種専門委員会の委員のうち、同一委託企業等からの委員数は、細目に定める数以内とする。</p> <p>2. 技術委員会・専門委員会の幹事・幹事補佐は、それぞれ当該委員会の委員長が正員の中から選定し、会長名で委嘱する</p> <p>3. 委員選定手続きの詳細は、別に細目に定める。</p> <p>（任 期）</p> <p>第6条 技術委員会の第1号委員および研究専門委員会の委員の任期は3年とし、4月末に改選する。再任は妨げないが、原則として引き続き2期を超えてはならない。</p> <p>2. 調査専門委員会および第2種専門委員会の委員・幹事・幹事補佐の任期は、研究調査の終了とともに終わる。</p> <p>（技術委員会の開催）</p> <p>第7条 技術委員会の開催は、原則として年4回とする。</p> <p>2. 過半数の委員から要求がある場合、委員長は委員会を開催しなければならない。</p> <p>3. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。</p> <p>（専門委員会の開催）</p> <p>第8条 各々の委員会の活動計画に従い、適宜の頻度で開催する。</p> <p>2. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。</p> <p>（技術委員会の運営）</p> <p>第9条 技術委員会の運営要領は次による。</p> <p>1 第1号委員および第2号委員は、同等の責任において「部門規程」「研究調査規程」ならびに議決事項の円滑な運営にあたる。</p> <p>2 第2号委員は、担当の専門委員会の活動状況・計画を報告する。</p> <p>3 幹事は、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。</p> <p>4 委任状を含め3分の2以上の出席がなければ議決を行うことができない。</p> <p>5 議事は特別の規定がない限り、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。</p> <p>（議事録の作成）</p> <p>第10条 各委員会の議事録は、幹事が作成し保管する。</p> <p>（付則）</p> <p>1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。</p> <p>2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。</p> <p>3. 本運営要綱は平成15年2月6日、調査会議において一部改正。</p>	<p>2 専門委員会の委員長・委員は、当該技術委員会が選定し、会長名で委嘱する。ただし、委員長は正員とする。</p> <p>3 調査専門委員会の委員は、細目に定める一定の率以上を正員とする。第2種専門委員会の委員のうち、同一委託企業等からの委員数は、細目に定める数以内とする。</p> <p>2. 技術委員会・専門委員会の幹事・幹事補佐は、それぞれ当該委員会の委員長が正員の中から選定し、会長名で委嘱する</p> <p>3. 委員選定手続きの詳細は、別に細目に定める。</p> <p>（任 期）</p> <p>第6条 技術委員会の第1号委員および研究専門委員会の委員の任期は3年とし、4月末に改選する。再任は妨げないが、引き続き2期を超えてはならない。</p> <p>2. 調査専門委員会および第2種専門委員会の委員・幹事・幹事補佐の任期は、研究調査の終了とともに終わる。</p> <p>（技術委員会の開催）</p> <p>第7条 技術委員会の開催は、原則として年4回とする。</p> <p>2. 過半数の委員から要求がある場合、委員長は委員会を開催しなければならない。</p> <p>3. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。</p> <p>（専門委員会の開催）</p> <p>第8条 各々の委員会の活動計画に従い、適宜の頻度で開催する。</p> <p>2. 委員会の召集は、委員長名で構成員に通知する。</p> <p>（技術委員会の運営）</p> <p>第9条 技術委員会の運営要領は次による。</p> <p>1 第1号委員および第2号委員は、同等の責任において「部門規程」「研究調査規程」ならびに議決事項の円滑な運営にあたる。</p> <p>2 第2号委員は、担当の専門委員会の活動状況・計画を報告する。</p> <p>3 幹事は、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。</p> <p>4 委任状を含め3分の2以上の出席がなければ議決を行うことができない。</p> <p>5 議事は特別の規定がない限り、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。</p> <p>（議事録の作成）</p> <p>第10条 各委員会の議事録は、幹事が作成し保管する。</p> <p>（付則）</p> <p>1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。</p> <p>2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。</p>	<p>委員長は電気学会の正員として活動していただきたい。</p> <p>委員会運営細目(部門共通・運要 5-1)第2条委員会構成員の規制により、「理事会構成員ならびに副部門長は技術委員会の第1号委員となることができない」ことになっており、これに関連して技術委員会1号委員の改選時期も4月末としている。</p> <p>「原則として」という用語を追加した。</p>

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考
<p>技術委員会・ 専門委員会 運営細目（部門 共通・運要5-1）</p>	<p>技術委員会・専門委員会運営細目</p> <p>（委員の資格） 第1条 各委員会の委員は、原則として本学会の会員でなければならない。ただし、専門委員会の活動に特に必要な場合には、会員外の学識経験者を招へいすることができる。</p> <p>（委員会構成員の規制） 第2条 理事会構成員ならびに副部門長は、技術委員会の第1号委員となることできない。 2. 同一の技術委員会の第1号委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。詳細は申し合わせに定める。 3. 同一の第1種専門委員会の委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。詳細は申し合わせに定める。 4. 部門研究調査運営委員会（以下、部門運営委員会という）の第1号委員は、技術委員会の第1号委員となることできない。</p> <p>（申し合わせ） 同一機関であっても、当該技術委員長承認を得て複数名委員選出を認める。</p> <p>（新たに規制対象となった者の規制） 第3条 技術委員会の第1号委員で、新たに前2条に規定された規制対象となった者は、元の委員を退任しなければならない。</p> <p>（正員構成比率等に関する規制） 第4条 「技術委員会・専門委員会運営要綱」（以下、運営要綱という）第5条1項(3)による専門委員会の正員構成比率等に関する規制は、本細目第22条に記載する。</p> <p>（技術委員会第1号委員選定手続き） 第5条 技術委員会は、補充を要する委員数・任期満了および再任委員名とその所属機関名・候補者の氏名と所属機関名を書面に記載して部門運営委員会に提案し、承認を得るものとする。 2. 年度の途中において補充された委員の任期は、その年度の初めから起算されるものとする。</p> <p>（委員の特殊更任） 第6条 特殊の事情による委員の更任を次のように定める。 1 所属機関の職責によって委員となっている者は、職責の変更とともに更任される。 2 委員が長期にわたり直接委員会の任務を遂行できない事情が生じ、委員会の業務に支障をきたすときは、原則として更任される。</p> <p>（委員任免の強制権限） 第7条 運営要綱および本細目に規定する資格・規制ならびに本学会の年度方針に準拠するため、必要な場合には部門運営委員会または技術委員会の決議を経て、会長は委員を変更することができる。</p> <p>（委員長・委員の代理） 第8条 各委員会の委員長が会議に出席できない場合には、副委員長またはあらかじめ委員長が指名した委員が代理する。 2. 専門委員会の委員が会議に出席できない場合には、代理を出席させることができる。ただし、代理は常に同一人であることが望ましい。</p> <p>（研究会の開催） 第9条 技術委員会は、研究会を1ないし2ヶ月に1回の割合で開催することを原則とする。 2. 研究会の運営に関する詳細は、別に定める手引きによる。</p>	<p>技術委員会・専門委員会運営細目</p> <p>（委員の資格） 第1条 各委員会の委員は、原則として本学会の会員でなければならない。ただし、専門委員会の活動に特に必要な場合には、会員外の学識経験者を招へいすることができる。</p> <p>（委員会構成員の規制） 第2条 理事会構成員ならびに副部門長は、技術委員会の第1号委員となることできない。 2. 同一の技術委員会の第1号委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。 3. 同一の第1種専門委員会の委員は、原則として同一機関から2名以上選定してはならない。 4. 部門研究調査運営委員会（以下、部門運営委員会という）の第1号委員は、技術委員会の第1号委員となることできない。</p> <p>（新たに規制対象となった者の規制） 第3条 技術委員会の第1号委員で、新たに前2条に規定された規制対象となった者は、元の委員を退任しなければならない。</p> <p>（正員構成比率等に関する規制） 第4条 「技術委員会・専門委員会運営要綱」（以下、運営要綱という）第5条1項(3)による専門委員会の正員構成比率等に関する規制は、本細目の付帯事項に記載する。</p> <p>（技術委員会第1号委員選定手続き） 第5条 技術委員会は、補充を要する員数・任期満了および再任委員名とその所属機関名・候補者の氏名と所属機関名を書面に記載して部門運営委員会に提案し、承認を得るものとする。 2. 年度の途中において補充された委員の任期は、その年度の初めから起算されるものとする。</p> <p>（委員の特殊更任） 第6条 特殊の事情による委員の更任を次のように定める。 1 所属機関の職責によって委員となっている者は、職責の変更とともに更任される。 2 委員が長期にわたり直接委員会の任務を遂行できない事情が生じ、委員会の業務に支障をきたすときは、原則として更任される。</p> <p>（委員任免の強制権限） 第7条 運営要綱および本細目に規定する資格・規制ならびに本学会の年度方針に準拠するため、必要な場合には部門運営委員会または技術委員会の決議を経て、会長は委員を変更することができる。</p> <p>（委員長・委員の代理） 第8条 各委員会の委員長が会議に出席できない場合には、副委員長またはあらかじめ委員長が指名した委員が代理する。 2. 専門委員会の委員が会議に出席できない場合には、代理を出席させることができる。ただし、代理は常に同一人であることが望ましい。</p> <p>（研究会の開催） 第9条 技術委員会は、研究会を1ないし2ヶ月に1回の割合で開催することを原則とする。 2. 研究会の運営に関する詳細は、別に定める手引きによる。</p>	<p>同一機関からの複数名委員選出を認める申し合わせを追加した。 最終判断は運営委員会に一任。</p> <p>管理者（運営委員会委員）と被管理者（技術委員会委員）が同一であることはあり得ない。</p> <p>正員構成比率等に関する規制を、付帯事項から細目第22条に変更した。</p>

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考
技術委員会・ 専門委員会 運営細目（部門 共通・運要5-1）	<p>（委員会議事の報告）</p> <p>第10条 各委員会は、決議事項等を明記した議事録を毎回作成し、それぞれ関係委員会委員に、必要な場合には関係役員に報告しなければならない。</p> <p>（次年度活動計画と年度報告の提出）</p> <p>第11条 技術委員会は、毎年3月中に次年度活動計画案を部門運営委員会に提出しなければならない。</p> <p>2. 技術委員会は、毎年4月末までにその属する専門委員会に関する事項を含む年度報告を部門運営委員会に提出しなければならない。</p> <p>（専門委員会の定例報告）</p> <p>第12条 第1種専門委員会委員長は、毎年所定の期日までに、または委員会の解散時に、所定の報告用紙に必要事項を記載して、技術委員会に提出しなければならない。</p> <p>2. 第2種専門委員会委員長は、毎年3月末までに活動および予算の支出状況を、技術委員会委員長を経由して部門運営委員会に期末報告しなければならない。</p> <p>（第1種専門委員会の経理・事務）</p> <p>第13条 第1種専門委員会（調査専門委員会，研究専門委員会）の運営管理は基本的に委員会の責任において実施する。</p> <p>（第2種専門委員会の経理）</p> <p>第14条 第2種専門委員会の経理は次のように定める。</p> <p>1 会合費および通信費・資料費等の委員会経費は、全額参加負担金等によるものとするが、準備段階では部門会計担当の承認を得て、部門一般会計から借り入れることができる。</p> <p>2 剰余金の処理は当該委員会の議決による。また、欠損金については、参加負担金の追加で補填されるものとする。</p> <p>（第2種専門委員会の事務）</p> <p>第15条 第2種専門委員会の開催通知・議事録作成などの事務は、原則として当該委員が行う。ただし、付1のものは本学会事務局が代行する。</p> <p>（専門委員会経費の助成）</p> <p>第16条 専門委員会経費の一部を助成するため、部門運営委員会の承認を経て、100周年記念基金による助成金交付を調査会議に申請することができる。</p> <p>（研究会の経理）</p> <p>第17条 研究会の経理は次のように定める。</p> <p>1 公開の研究会に要する経理は本学会事務局で行う。</p> <p>2 他学協会と協同して公開の研究会を開催する場合は、あらかじめ経費の分担を定めておくものとする。</p> <p>（他学協会と協同活動する専門委員会の経費）</p> <p>第18条 他学協会と協同活動をする専門委員会の経費は、他学協会等との協定により本会理事会が別途これを定めるものとする。</p>	<p>（委員会議事の報告）</p> <p>第10条 各委員会は、決議事項等を明記した議事録を毎回作成し、それぞれ関係委員会委員に、必要な場合には関係役員に報告しなければならない。</p> <p>（次年度活動計画と年度報告の提出）</p> <p>第11条 技術委員会は、毎年3月中に次年度活動計画案を部門運営委員会に提出しなければならない。</p> <p>2. 技術委員会は、毎年4月末までにその属する専門委員会に関する事項を含む年度報告を部門運営委員会に提出しなければならない。</p> <p>（専門委員会の定例報告）</p> <p>第12条 第1種専門委員会委員長は、毎年所定の期日までに、または委員会の解散時に、所定の報告用紙に必要事項を記載して、技術委員会に提出しなければならない。</p> <p>2. 第2種専門委員会委員長は、毎年3月末までに活動および予算の支出状況を、技術委員会委員長を経由して部門運営委員会に期末報告しなければならない。</p> <p>（第1種専門委員会の経理・事務）</p> <p>第13条 調査専門委員会の経理・事務は次のように定める。</p> <p>1 委員会経費のうち、通信費・資料費の一部として、年間予算の範囲内で定められた額を前渡しすることを原則とする。ただし、委員会において経理することが困難な場合には、部門運営委員会の承認を得て、本学会事務局が行う。</p> <p>2 開催通知は、本学会事務局が行う（経費は部門に請求）。</p> <p>2. 研究専門委員会の経理は本学会事務局が行う。</p> <p>（第2種専門委員会の経理）</p> <p>第14条 第2種専門委員会の経理は次のように定める。</p> <p>1 会合費および通信費・資料費等の委員会経費は、全額参加負担金等によるものとするが、準備段階では部門会計担当の承認を得て、部門一般会計から借り入れることができる。</p> <p>2 剰余金の処理は当該委員会の議決による。また、欠損金については、参加負担金の追加で補填されるものとする。</p> <p>（第2種専門委員会の事務）</p> <p>第15条 第2種専門委員会の開催通知・議事録作成などの事務は、原則として当該委員が行う。ただし、付1のものは本学会事務局が代行する。</p> <p>（専門委員会経費の助成）</p> <p>第16条 専門委員会経費の一部を助成するため、部門運営委員会の承認を経て、100周年記念基金による助成金交付を調査会議に申請することができる。</p> <p>（研究会の経理）</p> <p>第17条 研究会の経理は次のように定める。</p> <p>1 公開の研究会に要する経理は本学会事務局で行う。</p> <p>2 他学協会と協同して公開の研究会を開催する場合は、あらかじめ経費の分担を定めておくものとする。</p> <p>（他学協会と協同活動する専門委員会の経費）</p> <p>第18条 他学協会と協同活動をする専門委員会の経費は、他学協会等との協定により本会理事会が別途これを定めるものとする。</p>	<p>2項を削除した。</p>

採番	規程・規程細目・運営要綱・運営細目（改訂版）	旧	備 考
技術委員会・ 専門委員会 運営細目（部門 共通・運要5-1）	<p>（格別の経費を必要とする場合の処理）</p> <p>第 19 条 技術委員会が格別の経費を必要とする企画を実施する場合には、企画案を事前に部門運営委員会に提出し、承認を得るものとする。</p> <p>（書類の送付）</p> <p>第 20 条 議事録は、各委員会の全員にその出欠の如何を問わず配布しなければならない。また同時に、本学会事務局にも提出するものとする。 なお、欠席者への資料送付は当該委員会の判断による。</p> <p>（書類の保存）</p> <p>第 21 条 各委員会の議事録は、別に定める期間、保存するものとする。</p> <p>（専門委員会の正員比率等）</p> <p>第 22 条 本細目第 4 条に規定する正員構成比率等に関する規制は、次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査専門委員会の委員中に正員が占める比率（委員の正員率）は原則として 0.8 以上とする。詳細は申し合わせに定める。 2. 第 2 種専門委員会委員のうち、同一委託企業等から選定可能な最大の委員数は 3 とする。 <p>（申し合わせ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非会員の方に関しては、調査専門委員会活動期間中は少なくとも電気学会員となっただけよう願います。 2. 従来電気学会が扱っていた技術領域の枠組みを越える新技術を扱う委員会の場合の正員率は、新設時に限り 0.5 を下回らないものとする。ただし、2 期目以降は所定の正員率（0.8 以上）を適用する。 <p>（付則）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本運営細目は平成 3 年 4 月 2 5 日、理事会において承認制定。 2. 本運営細目は平成 3 年 5 月 2 4 日より施行する 3. 本運営細目は平成 1 5 年 2 月 6 日、調査会議において一部改正。 	<p>（格別の経費を必要とする場合の処理）</p> <p>第 19 条 技術委員会が格別の経費を必要とする企画を実施する場合には、企画案を事前に部門運営委員会に提出し、承認を得るものとする。</p> <p>（書類の送付）</p> <p>第 20 条 資料および議事録は、各委員会の全員にその出欠の如何を問わず配布しなければならない。なお、別に 1 部は本学会事務局に提出するものとする。</p> <p>（書類の保存）</p> <p>第 21 条 各委員会の議事録は、別に定める期間、保存するものとする。</p> <p>〔付帯事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本細目第 4 条に規定する正員構成比率等に関する規制は、次のように定める。 <ol style="list-style-type: none"> 1 調査専門委員会の委員中に正員が占めることを必要とされる比率（委員の正員率）0.8 とする。 2 第 2 種専門委員会委員のうち、同一委託企業等から選定可能な最大の委員数は 3 とする。 <p>（付則）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本運営細目は平成 3 年 4 月 2 5 日、理事会において承認制定。 2. 本運営細目は平成 3 年 5 月 2 4 日より施行する 	<p>欠席者への資料郵送は負担が大きいと見られ、資料送付の義務を廃止した。</p> <p>付帯事項から細目に変更した。</p> <p>「原則として」という用語を追加した。</p> <p>申し合わせ 2 項目を追加した。</p>